平成２３年（フ）第６６８９号
大阪市平野区長吉長原３丁目16番26―603号、住民票上の住所兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の２　５―101
破産者　ライジングツアーズこと　寺西　信一
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１６９号
大阪市住吉区東粉浜３丁目16番５号
破産者　ファンプロこと　中井　　豊
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１７３号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番29―901号
破産者　堤　　厚一
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９０２号
大阪市旭区森小路１丁目３番２―206号、事業所所在地大阪市生野区巽中１丁目12番24号
破産者　山輝アルミ工業こと　竹内　康馬
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３３７号
大阪府吹田市江坂町１丁目14番23―1001号
破産者　西尾　美雪（旧姓伏見）
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５２４号
大阪府東大阪市西石切町２丁目９番14号
破産者　前川　洋彰
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５６５号
大阪府茨木市真砂３丁目12番26号
破産者　松井　崇典
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５７５号
大阪府高槻市栄町１丁目12番23―405号
破産者　林　　鎭雄
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５８９号
大阪府守口市梶町３―20―９　大一荘31号室、住民票上の住所大阪府守口市藤田町１丁目47番８号
破産者　小林　憲一
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６９６号
大阪府守口市八雲西町１丁目43番６―102号
破産者　田中　利佳
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地２号棟450号室
破産者　ＰＯＯＬアンドＤＡＲＴＳカフェ・モニこと河本宗秀こと　河　　宗秀
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４６０号
堺市北区百舌鳥梅町３丁36番地１　大阪府営百舌鳥梅町住宅３―1312号、前住所大阪府高石市羽衣５丁目１番65―508号
破産者　前川　清次
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５６５号
堺市南区原山台３丁１番15―101号
破産者　田中　和夫
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９３１号
神戸市須磨区横尾９丁目２番地　７号棟406号、開始決定時の住所神戸市須磨区多井畑東町１番地の１　山陽ウィンヒルズ須磨友が丘408号室
破産者　多田　吉史
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５９号
兵庫県宝塚市口谷東２丁目３番５号　ベルデ高平301
破産者　川崎　良之
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５８９号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目５番26号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目17番17号
破産者　元田　　司
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０４８号
兵庫県西宮市高須町１丁目２番22―307号、前住所兵庫県西宮市浜甲子園４丁目１番58―106号
破産者　河原　博子
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１０３号
兵庫県西宮市門戸岡田町９番28―417号
破産者　中田　晃宏
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係